附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第三条第一項の認定を受けた個人のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十四年六月三十日までの間における改正後の租税特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第五条の七の規定の適用については、同条第三項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第七条第一項の」とあるのは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第三条第一項の認定に係る」と、「（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）」とあるのは「（同法」と、「同令第九条第一項の」とあるのは「同項の認定に係る」と、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第六条第一項の認定（同法附則第三条第二項の規定により同法第六条第一項の認定を受けたものとみなされるものを含む。）」とあるのは「同法附則第三条第一項の認定」と、「同条第四項」とあるのは「同法第六条第四項」とする。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第一項の認定を受けた法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）の施行日から平成二十四年六月三十日までの間における新規則第二十条の二の規定の適用については、同条第三項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第七条第一項の」とあるのは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第一項の認定に係る」と、「（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」とあるのは「（同法」と、「同令第九条第一項の」とあるのは「同項の認定に係る」と、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第六条第一項の認定（同法附則第三条第二項の規定により同法第六条第一項の認定を受けたものとみなされるものを含む。）」とあるのは「同法第六条第一項の認定」と、「同条第四項」とする。

（連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第一項の認定を受けたものの施行日から平成二十四年六月三十日までの間における新規則第二十二条の二十四の規定の適用については、同条第三項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第七条第一項の」とあるのは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第一項の認定に係る」と、「（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」とあるのは「（同法」と、「同令第九条第一項の」とあるのは「同項の認定に係る」と、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第六条第一項の認定（同法附則第三条第二項の規定により同法第六条第一項の認定を受けたものとみなされるものを含む。）」とあるのは「同法第六条第一項の認定」と、「同条第四項」とあるのは「同法第六条第四項」とする。

○経済産業省令第四十六号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十四年六月十八日

経済産業大臣　枝野　幸男

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則

目次

第一章　定義（第一条）
第二章　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達等（第二条―第十三条）
第三章　電気事業者間の費用負担の調整（第十四条―第二十三条）
第四章　雑則（第二十四条）
附則

第一章　定義

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二章　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達等

（再生可能エネルギー発電設備の区分等）

第二条　法第三条第一項の経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「設備の区分等」という。）は、次のとおりとする。

一　太陽光を電気に変換する設備（以下「太陽光発電設備」という。）であって、その出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）

二　太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のもの（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第二条の二第二項に規定する一の需要場所をいう。以下同じ。）に電気を供給する再生可能エネルギー発電設備以外の設備（電気事業者が電気を供給するための設備を除く。以下「自家発電設備等」という。）とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）

三　太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの

四　風力を電気に変換する設備（以下「風力発電設備」という。）であって、その出力が二十キロワット未満のもの

五　風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの

六　水力を電気に変換する設備（以下「水力発電設備」という。）であって、その出力が二百キロワット未満のもの

七　水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの

八　水力発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの

九　地熱を電気に変換する設備（以下「地熱発電設備」という。）であって、その出力が一万五千キロワット未満のもの

十　地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの

十一　バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備

十二　森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（バイオマスのうち木竹に由来するものをいう。以下同じ。）（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（第十一号に掲げる設備及び一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。）であるバイオマスを電気に変換する設備（以下「一般廃棄物発電設備」という。）を除く。）